

【共同研究】

外国人介護労働者に対する生活支援 —地域定着を目指して—

平田 美智子* 森 恭子**

Livelihood support for foreign care workers:
Seeking to encourage settlement in the community

Michiko HIRATA, Kyoko MORI

The acceptance of foreign care workers has increased since the 2019 amendment of the Immigration Control Act within the context of a dearth of care workers in Japan. What kind of support do foreign care workers who will potentially work as caregivers or care workers in Japan need to settle and work in Japan, where will that support be provided and by whom? This article analyzed the acceptance of foreign care workers in Japan based on an analysis of interviews with foreign care workers who are actually engaged in care work at a special nursing home for the elderly in Japan as certified care workers under an Economic Partnership Agreement. Results indicated that the retention of foreign care workers depends on whether they can stably work in Japan, have a family, and the nature of support in the workplace or in the community. Results suggested three layers of support. Initially, facilities that accept foreign care workers will provide language education and support for living in Japan, but gradually local agencies providing support to foreigners will advise those workers and eventually provide them with routine support to live in the community.

Keywords : foreign care workers, livelihood support, settlement in the community,
amended Immigration Control Act, EPA
外国人介護労働者、生活支援、地域定着、入管法改正、EPA

はじめに

少子高齢社会における介護人材の切り札として期待される外国人介護労働者であるが、日本は2008年に国の施策として経済連携協定（EPA）の枠組みで外国人介護労働者を受け入れて以来、2019年の「特定技能」の在留資格に至るまで、多くの外国人介護労働者を受け入れてきた。当初は、日本での介護技術を学んで、それを母国に帰って

還元するのが目的で来日したEPA介護士や技能実習生も、人手不足にあえぐ介護施設に歓迎され、日本に定住する道を選ぶ者も出てきた。

本稿は、外国人介護労働者の日本での地域定着を目指し、そのための生活支援の方策について、過去の文献調査と実際のインタビュー調査の結果を分析し、提言を行うことを目的とする。

* ひらた みちこ 文教大学人間科学部人間科学科

** もり きょうこ 文教大学人間科学部人間科学科

1. 調査方法と倫理的配慮

文献調査および筆者らが2020年に実施したインタビュー調査結果¹⁾を照合し、外国人介護労働者への生活支援の内容や、支援者について分析した。文献調査は主にインターネットで検索し、最近の日本の外国人介護労働者の受入れに関する調査研究事業の報告書やガイドブック、『ソーシャルワーク研究』等の福祉関係の雑誌の論文、最近の日本政府の方針等を中心に統合して整理した。

文献調査結果を支持する目的で、著者らが実施した外国人介護労働者に対するインタビュー調査(以下、インタビュー調査と略)の結果を引用した。インタビュー協力者の在留資格は、EPAに基づく介護福祉士候補生が5人(そのうち2人は介護福祉士資格を取得)と永住者2人であった。日本における在留期間は2年から11年であった(表1)。インタビューの質問項目は①来日目的・動機・仕事へのモチベーション、②言語とコミュニケーションについて(介護の知識)③日本での介護の仕事と現状④職場の人間関係・組織・サポート体制、差別他⑤困ったこと⑥人間関係⑦地域とのつながり等⑧将来のこと等、であった。

倫理的配慮については、インタビュー調査に関しては、事前に東洋大学ライフデザイン学部研究

等倫理審査委員会の承認(承認番号 文献調査:L2019-014S、インタビュー調査:L2019-015S)を得て実施し、インタビュー協力者の氏名や所属が特定されないよう配慮を行った。

2. 外国人介護労働者が困っていることと支援してほしいこと

先行研究では、外国人介護労働者が日本の生活で経験する困難に関して、日本介護福祉士養成施設協会(以下、介養協)が2018年に行った調査結果²⁾が参考になる。介護福祉士養成施設を卒業して介護施設や事業所に就職した外国人介護士達を対象に「日本の生活で困っていること」を尋ねた調査によると、表2のような項目が挙げられた。

日本語や制度・習慣の違いから、行政手続きや不動産の契約、車の購入などの手続きで困っていることが理解できる。また、気候の違い、生活費の違い、文化・言葉の違いなどは、異国で暮らしてきた外国人労働者にとって、適応するのが困難な事柄であろう。

インタビュー調査からは、「困ったこと」として、工作上、利用者、または職員とのコミュニケーションの問題が挙げられた。コミュニケーションが原因で差別されていると感じた場合もあったほか、文化の違いを指摘する意見もあった。文化の

表1 外国人介護労働者の属性

| | | | | | | | |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 性別 | 男性 | 女性 | 女性 | 女性 | 女性 | 女性 | 女性 |
| 年代 | 30代 | 30代 | 20代 | 20代 | 20代 | 20代 | 40代 |
| 単身/家族 | 家族 | 単身 | 単身 | 単身 | 単身 | 単身 | 家族 |
| 出身国 | フィリピン | インドネシア | インドネシア | インドネシア | インドネシア | インドネシア | 中国 |
| 滞在歴 | 数年 | 12年 | 4年 | 2年 | 2年 | 3年 | 11年 |
| 在留資格 | 永住 | EPA | EPA | EPA | EPA | EPA | 永住 |

表2 日本の生活で困っていること

| 項目 | 内 容 |
|----------|---|
| (行政) 手続き | 行政に関することがあまりわからない(保険、税金、年金) 車の購入など、色々な手続き。 不動産(物件)の賃貸時は非常に難しい |
| 経済的 | 給料が安く、生活はできてもお金を稼ぐのは難しいこと。 介護の在留資格を取るまでにお金がかかりすぎる |
| 環境 | 冬になるととても寒く体にあまりよくないと思っている。 |
| 文化 | 文化、言葉 |

(出典:日本介護福祉士養成施設協会、2018年)

違いに関する具体的な意見はイスラム教の断食に関してであった。また、業務上の記録の手書きに苦勞していた。職員が教えてくれるが、迷惑をかけているのではないかと心配していた。その様子は、以下の外国人介護労働者の声に表されている。

「コミュニケーションでも、非言語コミュニケーションが理解しづらいところがある」
 「認知症の利用者とのコミュニケーションが難しい」
 「利用者から『外国人でなく日本人を呼んで下さい』と言われ、差別を感じた」
 「利用者も職員も感情を出さないの、怒っているかわからない」
 「日本人と同等の扱いを受けているとは感じられないことがある」
 「イスラム教の断食をしながら仕事をしようとしたら、危険だから休むように言われた。文化の理解は難しいと思う」

インタビュー調査で、生活面では「ゴミの分別に困った。道路標識がローマ字になっていると助かる」との意見もあった。ハローワークで仕事を探したが、外国語の支援が足りず困ったとの回答もあった。特に外国人の介護職の情報がないため、外国人の専用サイトがあるとよいとのことだった。

外国人介護労働者が支援してほしい事として、介養協調査2019の外国人介護職員（平成30年3月に介護福祉士養成施設を卒業し、介護施設・事業所に就職した者）の調査（n=22）³⁾ 回答者の「日本での生活で支援してほしいこと」（自由回答）について、数は少ないが、表3のとおり支援項目別に分類した。

介養協はこうした独自の調査を踏まえ、外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成施設向けに「相談支援体制構築の手引き」(2019)（以下、「手引き」）を作成している。介護労働者を直接対象とする支援に言及しているわけではないが、将来、介護職員として施設で働く前段階としての外国人

表3 日本の生活で支援してほしいこと（自由回答）

| 支援項目 | 自由回答 |
|---------|--|
| 行政手続き | ・外国人向けの税金の相談窓口があれば良いと思う。 ・養成校にいる時、「申告書」を書いたことがないので、高額な税金が取られた。市役所に相談に行っても、何も役に立たなかった。 |
| 経済的支援 | ・税金免除 ・生活の安定。 ・給料が安い。 ・自立した生活が出来るように支援する（アルバイト、居室等を無料で紹介する）。 |
| 住居支援 | ・不動産（物件）の賃貸支援 |
| 孤立・社会参加 | ・生活範囲が狭い。友達がいらない。 ・外国人に向く活動が欲しい。 |
| 家族呼び寄せ | ・家族をつれてきたい。 |

（出典：「介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業アンケート調査報告書」(2019) p.181を一部修正して作成）

表4 生活全般のサポート

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・外国語対応が可能な教職員を配置する。 ・入国管理局をはじめとする在学中の諸手続き（健康保険、年金、住民票、印鑑登録、銀行、講座作成等）をサポートする。 ・学生生活・日常生活に関する相談、アドバイスができるよう窓口を設ける。 ・住まいの紹介・斡旋をおこなう。 ・アルバイト先を紹介する。 ・外国人留学生交流会を開催する。 ・外国人留学生の健康状態を適宜確認する。 ・外国人留学生のために事故保険などの損害保険に加入する。 |
|---|

（出典：「外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成施設向け 相談支援体制構築の手引き」(2019) p.30を抜粋。）

留学生への生活支援は、介護労働者の支援と共通するところもある。ここでは、外国人留学生が抱える生活全般の不安として、①自らの宗教が理解されないことへの不安、②文化や習慣の違いによる不安、③各種保険や事務手続き等に関する不安、④修学資金等、お金に関する不安などが明記されており (pp.28-29)、介護福祉士養成施設の生活全般についてのサポートとして例を示している (表4)。前述した外国人介護職員の生活支援の内容にみられたような「住居の支援」「行政手続きの支援」なども含まれていることがわかる。

3. 外国人介護労働者が受けている支援の実態

それでは、外国人介護労働者が日本の生活で困ったときに、誰に相談し、どのような支援を受けているのであろうか？先述の外国人介護士への介養協調査 (2018) では、日本で困難を感じた際に相談する相手として挙げられるのは、一番が「友人・知人 (母国出身者)」で13人 (59%)、次に「友人・知人 (日本人)」11人 (50%)、「職場の直属の上司」「職場の同僚」が同人数の9人 (41%) であった。母国出身者に相談しやすいのは、母語で相談できるという点も考慮されるのではないかと指摘されている⁴⁾。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング (以下、MUFG) の「外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究事業」(2019) (以下、MUFG2019調査)⁵⁾ は、EPA介護職員を受け入れている施設 (n=218) にアンケート調査を実施した。それによると「外国人介護職員に対応できる相談担当者を配置」している施設は7割 (70.6%) であった。また外国人介護職員の生活面に対する支援として、9割以上の施設が「住居の支援」、「行政手続きや住まいの契約手続き等の支援」を行い、7割以上の施設が「コミュニケーション円滑化のための支援」、「メンタルヘルスキアの支援」、「文化・風習への支援」を行い、そして「信仰上の配慮、気候等の環境への対応に関する支援」も半数以上の施設が実施していることが明らかになった。しかし、外国人職員への一定程度の支援が既に施設

で行われているとはいえ、施設によってバラつきがあり、法人の規模が大きいほど支援が進んでいる傾向がみられるなど、今後は小規模な法人等も含めた全国的な支援体制の整備が課題であることが指摘されている。

またMUFGは、EPA介護職員、技能実習生、在留資格「介護」を受け入れている施設・事業所を対象にした調査「外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査研究事業」⁶⁾ (以下、MUFG2020調査) も実施し、先の調査と同様に相談支援体制や生活支援について尋ねている。相談支援体制については、「相談担当者を配置している」が85.3%を占め、配置している受入れ施設のうち担当者が対応する言語としては日本語が9割以上 (96.8%) を占めるが、英語が11.7%、その他言語 (ベトナム語、インドネシア語、中国語等) も12.5%となっていた (n=593)。また「外国人介護職員の就労環境や生活面に対する支援」として実際に行っている (「非常によくおこなっている」と「行っている」の合計値) を割合の高い順に並べると表5のとおりである (n=593: 複数選択)。MUFG2019調査同様に、9割以上の受入れ施設は「住居の支援」、「行政手続きや住まいの契約・解約手続き等の支援」を実施しているが、「携帯電話やインターネットなどの契約・解約手続き等の支援」も非常によく行っていることがわかる。一方で、地域社会との関連や交流、同居家族関する支援については低い割合になっている。

これらの支援のうち、受入れ施設が、最も重要だと思える支援は「介護現場に必要な日本語習得のための支援」(68.3%)、「介護知識技能の習得のための支援」(62.1%) という仕事に直結する支援の割合が高くなっているが、一方で「メンタルヘルスキア」(61.7%)、「行政手続きや住まいの契約手続きなどの支援」(55.5%)、「住居の確保」(55.1%) の生活に関わる支援も高い⁷⁾。

インタビュー調査からは、仕事で困ったことなどは、「まず主任に相談する」「職場の人は皆優しい、何でも聞いて、何でも説明してくれるから」と安心して仕事に向き合える人が3人いた一方、職場でのコミュニケーションに困ることもあった。

表5 外国人介護職員の就労環境や生活面に対する支援

| 具体的な支援内容 | a. 非常によく 行っている | b. 行っている | aとb. 合計 |
|------------------------------|-------------------|----------|---------|
| ①住居の確保 | 56.2 | 36.4 | 92.6 |
| ②行政手続きや住まいの契約・解約手続き等の支援 | 47.9 | 43.7 | 91.6 |
| ③介護知識技能の習得のための支援 | 24.8 | 66.4 | 91.2 |
| ④介護現場に必要な日本語習得のための支援 | 19.4 | 63.6 | 83.0 |
| ⑤携帯電話やインターネットなどの契約・解約手続き等の支援 | 36.8 | 40.0 | 76.8 |
| ⑥文化・風習への配慮 | 12.8 | 57.5 | 70.3 |
| ⑦一時帰国・休暇取得への配慮 | 18.2 | 48.9 | 67.1 |
| ⑧メンタルヘルスケア | 11.5 | 53.6 | 65.1 |
| ⑨気候等の環境への対応に関する支援 | 11.1 | 47.9 | 59.0 |
| ⑩日本語教室等のコミュニケーション円滑化のための支援 | 15.9 | 38.3 | 54.2 |
| ⑪日本の観光や行事参加に関する支援 | 8.3 | 44.7 | 53.0 |
| ⑫信仰上の配慮 | 14.7 | 37.6 | 52.3 |
| ⑬介護記録の方法の工夫 | 8.4 | 41.1 | 49.5 |
| ⑭食生活の支援 | 9.8 | 35.9 | 45.7 |
| ⑮地域・周りの日本人との交流の支援 | 5.1 | 37.4 | 42.5 |
| ⑯他施設の外国人介護職員との交流の支援 | 7.4 | 31.5 | 38.9 |
| ⑰プライベートに関わる問題 | 5.4 | 27.7 | 33.1 |
| ⑱地域・周りの同じ出身国の外国人との交流の支援 | 3.4 | 23.3 | 26.7 |
| ⑲同居する外国人家族に対する支援 | 2.9 | 8.8 | 11.7 |

(出典：「外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査研究事業」(2020) p.53より一部修正して筆者作成)

「直接言わない、婉曲に言うので多少戸惑いがある」

「時々同じことを注意される、悪口を言われ、外国人だから差別されていると感じることある」

外国人介護職員への直接的な支援ではないが、職場での外国人介護職員の受入れ環境整備として、日本人職員に対する研修を実施している施設は約9割（実施していない施設が全体の8.9%）に及んでいた（n=593）。研修等のテーマとしては「外国人介護職員受入れ方針や姿勢」（70.3%）、「外国人介護職員に教育・指導する際の留意点」（62.3%）、「外国人介護職員の出身国の文化・風習」（43.3%）の順が多い（複数選択）。塚田（2020）は、外国人介護労働者が「安易な労働力でないこと」や「日本に馴染みのない文化で育ってきたこと」等を日本人職員に丁寧に説明する等の「日本人職員への支援」も外国人介護職員が安心して生活し職場に定着していく支援として必要な支援であることを強調する⁸⁾。

MUFGは、これらの調査を踏まえ外国人介護職員を受け入れる施設・事業所向けに『外国人介

護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック』（2020）（以下、ガイドブック⁹⁾）を発行している。その中で外国人介護職員に活躍してもらうための支援として、表6に示すように3段階での支援を掲げている。

②③の支援については、事業所以外での地域社会で取り組んでいる団体も活用できることを示し、地域での取り組み事例なども紹介している。また、外国人介護職員に対する日本語教育については、①日常生活に必要な日本語、②介護教務に必要な日本語、③国家試験に必要な日本語に分けて学習計画を立てること、そして、日本語の上達の近道として、日本人とのコミュニケーションをとる機会を積極的に増やしていくことも推奨している（p.11）。

その他、外国人介護職員の中にはキャリアに関する明確な希望を持っている人たちもいることから、キャリアアップの支援として、「本人の目標・キャリア志向を定期的に確認する」、「法人・事業者のキャリアパスを示す」なども掲げられている（p.12）。

一方、外国人人材を育成する介養協も、外国人介護人材に関する調査を実施し「介護福祉士を目

表6 外国人介護職員に活躍してもらうための3段階での支援

| 支援 | 具体的な例 |
|------------------|--|
| ①第一段階：職場での定着支援 | 受け入れの目的を事業所内で共有する／介護業務の標準化や言葉の使い方の見直しを行う／日本の職場の基本的なルールを教える／外国人介護職員の文化や生活を理解する。 |
| ②第二段階：生活基盤を整える支援 | 生活必需品をそろえる／各種制度や手続きの支援を行う／生活上のマナーやルールを伝える／体調の確認、メンタル面のサポートを行う |
| ③第三段階：地域社会になじむ支援 | 事業所周辺の地域との関係づくり、外国人介護職員の家族に対する支援 |

(出典：「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」(2020) p.8.9より一部修正して筆者作成)

指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業アンケート調査報告書」(2019)(以下、介護協調査2019)¹⁰⁾にまとめている。介護協調査2019は、主に介護福祉士を目指す外国人留学生をめぐる課題に焦点を絞り、介護福祉士養成施設(以下、養成施設)や留学生を調査対象としているが、同時に、外国人留学生が就職した施設および養成施設を卒業し介護施設に就職した外国人介護職員に対するアンケート調査(調査対象者数は少ないが)も実施している。

介護施設への調査(n=29)では、生活支援に類する質問として「外国人介護人材の定着に結びついた取組み」について尋ねている。取組みを行っていると回答した施設は16件で全体の約半分であり、具体的な取組みとして「施設独自の奨学金制度(貸付、貸与型の返済免除、給付型など)」(10件)、「寮や住宅手当、賃貸住宅の紹介などの住居支援」(9件)、「帰省のための長期休暇をとりやすくするなど、労働条件の優遇」(8件)、「介護スキルアップの支援」(7件)、「日本語学習の支援」(6件)、「メンター制度など、専任の相談・指導担当者の配置」(4件)を行っていた。

4. 外国人介護労働者の地域定着

外国人介護労働者は、将来日本に定着することを希望しているのだろうか。これに関しては、まず日本での介護労働者としての仕事の安定と生活環境の質が左右すると思われる。先述の介護協調査2019では、回答者の日本での生活の満足度は、16人が満足(満足8人、やや満足8人)で、どちらともいえないが6人、不満はいなかった。

インタビュー調査では、対象者の7人のうち、永住者の資格を持つ2人は結婚しており、日本永住を考えていた。そのうちの1人は、日本は安全で安心できるので家を建てて永住して、できたら看護師の資格を取って働きたいと希望していた。「一般にアメリカやカナダに憧れるが、もっと日本の良さを海外に伝えたらよいと思う」と感想を述べていた。EPAに基づく介護士、介護士候補者5人は、独身女性ということもあり、将来の結婚や家庭を持つことに思いを巡らせていた。1人は、北海道かカナダに移住したい、カナダに住んだら看護師として働きたいと考えていた。2人は、同国人の男性と結婚し、将来は日本で介護の仕事に就きたいと希望していた。

外国人介護労働者の地域定着に向けた生活支援であるが、表6に示されるように①第一段階での職場における支援は施設で行い、②第二段階の生活基盤を整える支援は、職場と地域の外国人支援団体(国際化協会等)あるいは外国人(同国人)コミュニティが共同で担える方向になる事が期待される。そして、③第三段階の地域社会になじむ支援は、地域の団体(学校・保育園・自治会・社会福祉協議会等)や住民が中心になって行えることが望ましい。そのためにも、地域住民を対象とした多文化理解や啓蒙の活動が必要になるのではないか。

インタビュー調査からも、次のような意見が挙がった。

「母国(中国)では、職場の交流が仕事を超えてあるが、日本では生活面での交流がないので寂しい。職場で子育ての悩みを相談する人がいない」

5. 考察

外国人介護労働者の日本での定着を考察すると、ある程度の生活支援を提供すれば、日本での定着は可能であると考えられる。具体的な生活支援は多岐にわたっているため、これらを受入れ施設や養成施設のみに任せるには、受け入れ側の負担が多く、現場で対応できる支援にも限界があるといえよう。MUGFG2019調査で指摘されていたように、比較的規模の大きい法人は対応が可能かもしれないが、そうでない施設では十分な対応は難しいといえる。既に職場では介護技術やそれにとまなう日本語能力への支援、EPA介護福祉士候補生の場合は国家資格受験の学習支援など、仕事に関連する支援も日常的に行われている中、加えて多様な生活支援を期待することは、果たして日本社会の外国人労働者支援の支援体制を整備していく上で適当な策といえるのだろうか。また、他方で受入れ施設が外国人介護職員への相談支援体制を充実するならば、日本人職員との支援の格差が生じ、同じ職場における支援の不公平さが懸念される。これは、養成施設においても当てはまるかもしれない。たとえば外国人留学生にのみ手厚い支援をするならば日本人学生の不満を招くことにもつながることにもなるだろう。

したがって、受け入れる側の施設や養成施設は、外国人介護士や留学生が最もアクセスしやすい最初の相談窓口として機能することは良しとしても、生活全般の具体的な支援については職場で抱え込まず、むしろ地域社会における社会サービス提供機関・団体あるいは地域住民などのボランティアなどに任せながら、連携・協働して支援をすすめたほうが持続可能な生活支援につながっていくのではないかと考えられる。支援者は、初期は受け入れ施設や養成校であるが、次第に地域の国際化協会などの外国人支援機関やボランティア団体、そして最終的には日本人と同じ一般の地域の相談窓口（役所、自治会や社会福祉協議会など）や地域住民へと変遷していくのが望ましい。地域社会の側としても、外国人介護労働者を含む外国人を地域住民ととらえ、外国人労働者が働く職場と連携・

協働を図ることで、地域の外国人住民への支援体制の構築が整備されていくとともに、外国人労働者が地域社会に参加することにより、外国人の文化的特徴や英知を活かした豊かな共生社会の実現につながっていくことが期待できるだろう。

文献調査では受入れ施設と自治体、町内会、国際交流団体、宗教関連の機関などの地域社会の社会資源との連携が希薄であったことが明らかになっている。介護養成施設でも自治体、地元のNPO等との連携も少なく、4割は提携する機関がなかった。インタビュー調査では子育て中の外国人介護職員は子どもを通じて地域社会の日本人との交流があったが、その他は地域社会とのつながりはほぼなかった。文献調査でも外国人介護職員や留学生が困ったときに選ぶ相談先は、前者は職場の同僚や上司、後者は養成校の教員や職員などが多数を占め、地域社会の相談機関等はあまり挙げられなかった。

外国人介護労働者への支援では、地域での精神面での生きづらさに対する支援や家族支援も必要だろう。外国人介護労働者の社会的ニーズは広範囲にわたるため、受入れ施設だけが背負うには限界がある。さらには、トランスナショナルな文脈の中における外国人労働者ならではの生活課題への対応も検討されなければならないだろう。塚田(2020)は、国際厚生事業団のEPA介護福祉士に実施した調査を踏まえ、EPA介護福祉士の資格取得後の生活・習慣上の課題として困っていることについて、回答が多い順番に「ホームシック等メンタルヘルス面」、「休暇の取り方（一時帰国のための）」、「母国に残した家族の健康や家計等」、「母国からの家族の呼び寄せ」をあげている。これらの課題は、まさに国境を越えて移動する労働者の新たな生活課題であるが、こうした課題への生活支援に誰がどのように対応していくのかについて、地域社会から国際社会という新たな枠組みの中での支援の在り方が模索される必要があるだろう。

政府の地域共生社会の推進政策では、相談支援関係者や多機関の連携・協働等のネットワーク体制の構築が重点事項となっている。ネットワーク体制の中に、外国人介護労働者を含め外国人人材

を受け入れている事業者も組み入れ、地域の相談支援機関や社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉専門職・ソーシャルワーカーが施設や養成校と連携することが求められる。施設や養成校は、地域社会との連携・協働を図り、外国人介護労働者が地域社会とつながり、生活支援が受けられるように導くパイプ役となることが重要ではないか。

9. 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (2020)『外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック』
10. 公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 (2019)『介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業 アンケート調査報告書』

注

1. 南野奈津子、森恭子、平田美智子、木村真理子 (2021)「外国人介護労働者の地域生活を支えるためのソーシャルワークの提言」『公益財団法人ユニバーサル財団 調査研究報告書 豊かな高齢社会の探究Vol.29』
2. 公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 (2019)『介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業 アンケート調査報告書』
3. 同上
4. 塚田典子 (2020)「社会福祉施設における外国人労働者の受け入れとその支援」『ソーシャルワーク研究』 p.37
5. 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (2019)『外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究事業報告書』、p.4
6. 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (2020)『外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査研究事業報告書』
7. 同上
8. 塚田典子 (2020)、p.36

引用文献

- ・塚田典子 (2020)「社会福祉施設における外国人労働者の受け入れとその支援」『ソーシャルワーク研究』 27-39.
- ・公益社団法人 国際厚生事業団 (2015)「平成26年度厚生労働省社会福祉推進事業EPA介護福祉士の定着促進の課題及び外国人労働者に係る実態調査事業『EPA介護福祉士の定着促進の課題に係る調査報告書』」
- ・公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 (2019)『介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業 アンケート調査報告書』
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (2019)『外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究事業報告書』
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (2020)『外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査研究事業報告書』
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (2020)『外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック』

[抄録]

外国人介護労働者の受入れは、日本国内の介護労働者の確保の困難性を背景に、2019年の入管法改正を受けさらに増加しつつある。日本で介護士あるいは介護士候補生等で働く外国人介護労働者が日本に定着して働くには、どのような支援が必要であろうか、また、どこで誰が支援を行うのであろうか。本稿は、最近の国内の外国人介護労働者受入れに関する調査研究を基に、実際にEPA介護福祉士として特別養護老人ホームで介護の仕事に従事する外国人介護労働者にインタビューした結果を踏まえて分析を行った。その結果、外国人介護労働者の定着は、日本で安定した身分で働き、家族が持てるか、職場や地域での支援のあり方に左右されることが判明した。当初は、外国人介護労働者を受け入れる施設が日本語や日本での生活支援を行うが、徐々に地域の外国人支援団体が相談に当たり、最終的には地域の中で日常の生活支援を行えるような3層的支援が示唆された。
